

告 示

埼玉県告示第五十五号

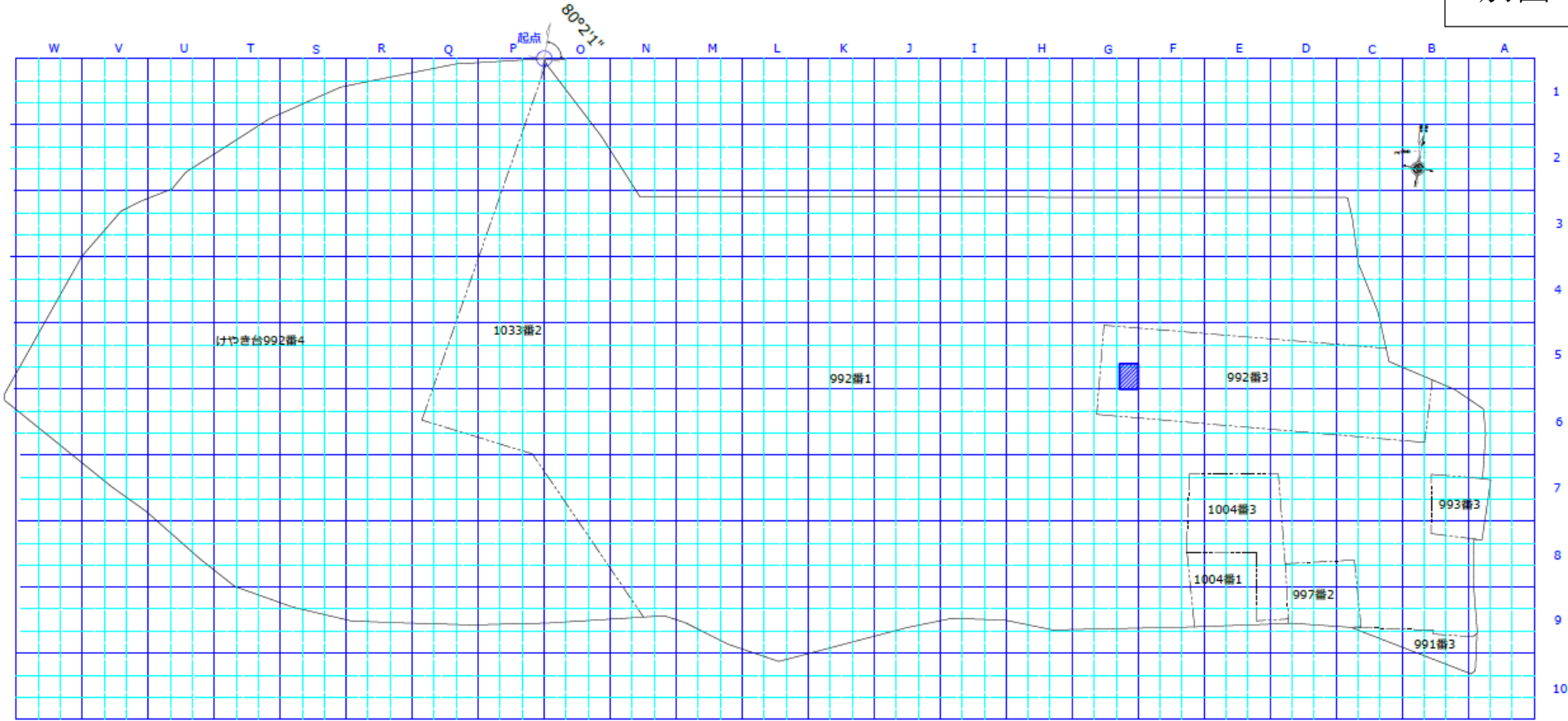
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第千百十八号により指定した土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壤汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【凡例】

- 30m格子
- 筆境界
- - - 単位区画
- 敷地境界

要措置区域の指定を解除する区画

【格子の回転角度 (80°02'01")】

格子回転角は、起点をとおり、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は埼玉県坂戸市けやき台992番4の最北端とする。